

○那須町景観のまちづくり屋外広告物改善事業補助金交付要綱

(平成 24 年 3 月 1 日告示第 19 号)

改正 平成 27 年 3 月 16 日告示第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、那須町景観のまちづくり屋外広告物改善事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、那須町補助金等の交付に関する規則(平成 21 年規則第 8 号。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この告示は、ロイヤルリゾート那須にふさわしい景観の形成を図るため、屋外広告物の撤去、改修及び移設(以下「改善」という。)費用に対し経費の一部を補助することにより、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を実現することを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 屋外広告物の所有者及び権原に基づく占有者
- (2) この告示による補助金を受けたことがない者
- (3) 町税を滞納していない者

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が周辺の景観に配慮するために行う屋外広告物の改善のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象となる屋外広告物は、屋外広告物法第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物のうち、簡易広告物等を除くものであること。
- (2) 改善費用が 1 基につき 2 万円以上であること。
- (3) 当該年度内に事業竣工すること。
- (4) 改修、移設にあつては不適格広告物であり、補助対象事業の施工が屋外広告業登録業者によるものであること。
- (5) 撤去にあつては、補助対象事業の施工が屋外広告業登録業者又は町内業者によるものであること。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、個人、共同等に関らず 1 回に申請される屋外広告物の数に基づき、次の 1 号から 3 号のとおり屋外広告物を所有及び占有する者ごとに補助割合及び補助上限を定めることとする。この場合において、算出した金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 10 基未満の場合 補助対象経費の 50 パーセントを補助し、1 者につき 500,000 円を限度とする。
- (2) 10 基以上 50 基未満の場合 補助対象経費の 60 パーセントを補助し、1 者につき 600,000 円を限度とする。
- (3) 50 基以上の場合 補助対象経費の 70 パーセントを補助し、1 者につき 700,000 円を限度とする。

(事前協議)

第 6 条 補助金の交付を希望する者は、町長が定める期限までに那須町景観のまちづくり屋外広告物改善事業事前協議書（様式第 1 号）に関係書類を添えて町長に事前協議をしなければならない。

(交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、那須町景観のまちづくり屋外広告物改善事業補助金交付申請書（様式第 2 号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 8 条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、書類を審査のうえ、適当と認めたときは交付の決定を行い、那須町景観のまちづくり屋外広告物改善事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）を申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第 9 条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、那須町景観のまちづくり屋外広告物改善事業補助金変更承認申請書（様式第 4 号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助金申請内容の変更
- (2) 補助対象事業の中止
- (3) 補助対象事業の廃止

2 町長は、前項の申請を承認するときは、那須町景観のまちづくり屋外広告物改善事業補助金変更交付決定通知書（様式第 5 号）を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときには、那須町景観のまちづくり屋外広告物改善事業実績報告書（様式第 6 号）に、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査を行い、補助金の額を確定し、那須町景観のまちづくり屋外広告物改善事業補助金の額の確定通知書（様式第 7 号）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第 12 条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、那須町景観のまちづくり屋外広告物改善事業補助金交付請求書（様式第 8 号）に、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補則）

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（適用期日）

1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

（失効）

2 この告示は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則(平成 27 年 3 月 16 日告示第 11 号)

この告示は、告示の日から適用する。